

○財務省告示第三百三十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十九年十一月十六日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年十二月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第三百三十
三回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十七
条第一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号。
以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

三 振替法の適用等

四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であつて、財
務大臣が各国債市場特別参加者
ごとに応募限度額を定めるもの
による発行（以下「国債市場特

五

募方

入札競争の
決定の

イ

入札競争

ロ

国債市場

イ

特別参加者

ロ

非競争入札

イ

特別参加者

ロ

債市及び

イ

入札競争

ロ

入札競争

イ

入札競争

イ

入札競争

ロ

国債市場

イ

特別参加者

ロ

入札競争

イ

入札競争

イ

入札競争

別参加者・第Ⅱ非価格競争入札
「と」いう。

各申込みのうち応募価格の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。各特別参加者ごとの
各国債市場特別参加者ごとの
募集限度額の範囲内において各
申込みの応募額を割り当てる。

額面金額で一兆八千億円

四十七条第一項の規定に基づき
発行した利付国債について、
額面金額で一兆七千六百四億
円、同法第六十二条第一項の規
定に基づき発行した利付国債に
ついては、額面金額で三百九十
六億円
特別会計に関する法律第四十七
条第一項の規定に基づき発行し
た利付国債の額面金額

十 十		九 八		ハ		七		ハ																				
ロ	イ	振	額	最	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	入	価	払	行	争	非	者	特	国	行		
債	札	替	額	低	入	入	札	・	別	債	行	入	札	・	別	債	札	格	込	行	入	札	・	別	債	行		
市	発	単	面	額	札	札	格	第	参	市	行	発	格	I	加	場	行	競	金	発	札	格	第	参	市	行		
場	行	位	金	金	発	発	競	II	加	場	場	行	行	競	加	場	場	行	額	行	発	競	II	加	場	場		
額	の	振	五	万	二	万				二	千	四	一	一		四	一	一		で	二	千	七	百	十	五	億	円
面	そ	の	万	円	千	円				千	七	百	十	一		億	三	千	九		千	七	百	十	五	億	円	
金	れ	記			百					四	十	二	億	八		十	一	億	八		千	七	百	十	五	億	円	
額	ぞ	載			四					十	二	億	四	千		九	十	一	万		十	五	億	円				
百	の	又			十					二	億	四	千	二		十	一	万			十	五	億	円				
円	の	は			十					二	億	四	千	二		十	一	万			十	五	億	円				
に	の	記			十					二	億	四	千	二		十	一	万			十	五	億	円				
つ	の	録			十					二	億	四	千	二		十	一	万			十	五	億	円				
き	の	は			十					二	億	四	千	二		十	一	万			十	五	億	円				
百	の	最			十					二	億	四	千	二		十	一	万			十	五	億	円				
一	の	低			十					二	億	四	千	二		十	一	万			十	五	億	円				
円	の	額			十					二	億	四	千	二		十	一	万			十	五	億	円				
一	の	も			十					二	億	四	千	二		十	一	万			十	五	億	円				
銭	と	の			十					二	億	四	千	二		十	一	万			十	五	億	円				
		と			十					二	億	四	千	二		十	一	万			十	五	億	円				
		と			十					二	億	四	千	二		十	一	万			十	五	億	円				

十七六

償還金額

額平成三十四年九月二十日

十五

後第二期

を、支払う。六月間に属する

十四

初期

額面金額の総額 $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{57}{365}$

平成三十二年三月十日を

十三二

の経過払込み

募入金の決定額を、

す。次期及び第十六号において規定

二 十 十
十 九 八

払 者 入 払 元
込 者 札 場 利
期 参 所 金
日 加 支

平 財 日
成 務 本
二 大 銀
十 臣 行
九 か
年 ら
十 通
一 知
月 を
十 受
六 け
日 た
者